

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 19 日提出 京都市長門川大作

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

目次中「第 4 章児童福祉施設(第 9 条～第 13 条)」を

「第 4 章放課後児童健全育成事業(第 9 条～第 11 条)

第 5 章家庭的保育事業等

第 1 節通則(第 12 条～第 16 条)

第 2 節家庭的保育事業(第 17 条・第 18 条)

第 3 節小規模保育事業(第 19 条)

第 4 節居宅訪問型保育事業(第 20 条)

第 5 節事業所内保育事業(第 21 条・第 22 条)

第 6 章児童福祉施設(第 23 条～第 27 条)」に改める。

第 13 条中「第 9 条」を「第 23 条」に、「いう。)で」を「いう。)に」に改め、同条を第 27 条とする。

第 12 条を第 26 条とし、第 9 条から第 11 条までを 14 条ずつ繰り下げる。

第 4 章を第 6 章とする。

第 3 章の次に次の 2 章を加える。

第 4 章放課後児童健全育成事業

目次中「第 4 章 児童福祉施設(第 9 条～第 13 条)」を

「第 4 章 放課後児童健全育成事業(第 9 条～第 ~~11~~14 条)

第 5 章 家庭的保育事業等

第 1 節 通則(第 ~~12~~15 条～第 ~~16~~19 条)

第 2 節 家庭的保育事業(第 ~~17~~20 条・第 ~~18~~21 条)

第 3 節 小規模保育事業(第 ~~19~~22 条～第 ~~20~~25 条)

第 4 節 居宅訪問型保育事業(第 ~~20~~26 条)

第 5 節 事業所内保育事業(第 ~~21~~27 条～第 ~~22~~29 条)

第 6 章 児童福祉施設(第 ~~23~~30 条～第 ~~27~~34 条)」に改める。

第 13 条中「第 9 条」を「第 ~~23~~29 条」に、「いう。)で」を「いう。)に」に改め、同条を第 ~~27~~33 条とする。

第 12 条を第 ~~26~~32 条とし、第 9 条から第 11 条までを ~~14~~20 条ずつ繰り下げる。

第 4 章を第 6 章とする。

第 3 章の次に次の 2 章を加える。

第 4 章放課後児童健全育成事業

(放課後児童健全育成事業を行う者の職員の一般的要件)

第 9 条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(設備の基準)

第 10 条 専用区画(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下この章において「省令」という。))第 9 条第 1 項に規定する専用区画をいう。)の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.98 平方メートル以上でなければならない。また、支援の単位ごとに育成室を設けることとする。

(職員)

第 11 条 放課後児童支援員(省令第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員をいう。)の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第 9 条 放課後児童健全育成事業を行う者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第 10 条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(その他の基準)

第 11 条前 2 条に定めるもののほか、法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に定める基準とする。

## 第 5 章家庭的保育事業等

### 第 1 節通則

(用語)

第 12 条この章において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下この章において「省令」という。)において使用する用語の例による。

(職員)

第 13 条家庭的保育者は、市長が指定する研修を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)利用乳幼児の保育に専念することができる者

(2)法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号に該当しない者

(人権の擁護及び虐待の防止)

第 14 条家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第 15 条家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第 12 条 放課後児童健全育成事業を行う者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第 13 条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(その他の基準)

第 ~~11~~4 条 第 9 条から前条までに定めるもののほか、法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(省令第 7 条、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項に定める基準を除く。)とする。

第 ~~12~~15 条

第 ~~13~~16 条

第 ~~14~~17 条

第 ~~15~~18 条

(基準)

第 16 条前 3 条及び次節から第 5 節までに定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項前段の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(省令第 13 条、第 22 条、第 23 条、第 34 条、第 39 条、第 42 条及び第 43 条第 1 号に定める基準を除く。)とする。

第 2 節 家庭的保育事業

(設備)

第 17 条家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(利用乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たす場所で実施するものとする。

- (1)利用乳幼児の保育を行う専用の部屋(その面積が、9.9 平方メートル(保育を行う利用乳幼児が 3 人を超えるときは、9.9 平方メートルに 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 平方メートルを加えた面積)以上であるものに限る。以下「保育室」という。)を設けること。
- (2)利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気のための設備を設けること。
- (3)衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (4)同一の敷地内に利用乳幼児の屋外における遊戯、運動等に適した庭(その面積が、満 2 歳以上の当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であるものに限る。)を設け、又は敷地の付近に当該庭に代わるべき場所を設けること。
- (5)火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火及び避難の訓練を定期的に実施すること。
- (6)保育室を 2 階に設ける建物にあつては次のア、イ及びキの要件に、保育室を 3 階以上に設ける建物にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

| 階     | 区分  | 施設又は設備  |
|-------|-----|---|
| 2 階   | 常用  | 1 屋内階段  |
|       |     | 2 屋外階段  |
| 3 階以上 | 避難用 | 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に定める構造の屋内階段(以下「基準令上の屋内階段」という。) |
|       |     | 2 待避上有効なバルコニー   |
|       |     | 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備                   |
|       |     | 4 屋外階段  |

(基準)

第 ~~1619~~ 条 前 3 条及び次節から第 5 節までに定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項前段の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(省令第 13 条、~~第 16 条~~、第 22 条、第 23 条、~~挿入：第 28 条第 7 号、第 29 条第 1 項、第 31 条 (第 3 項を除く。)~~、~~附則第 4 条~~、第 32 条 (第 28 条第 7 号に係る部分に限る。))、~~第 33 条第 7 号~~、第 34 条、第 39 条、第 42 条、第 43 条第 1 号及び第 8 号、第 44 条第 1 項、第 47 条 (第 3 項を除く。))、~~第 48 条 (第 28 条第 7 号に係る部分に限る。)~~並びに附則第 4 条に定める基準を除く。)とする。

第 2 節 家庭的保育事業

(設備)

第 ~~1720~~ 条

(6) 保育室は建物の 1 階に設けなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する建物については、保育室を建物の 2 階に設けることができる。

ア (略)

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

| 区分  | 施設又は設備  |
|-----|---|
| 常用  | 1 屋内階段  |
|     | 2 屋外階段  |
| 避難用 | 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に定める構造の屋内階段  |
|     | 2 待避上有効なバルコニー                                   |
|     | 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 |
|     | 4 屋 外階段   |

3階 常用 1 基準令上の屋内階段

2 屋外階段

避難用 1 基準令上の屋内階段

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備

3 屋外階段

4階以上 常用 1 基準令上の屋内階段

2 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段(以下「基準令上の屋外階段」という。)

避難用 1 基準令上の屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項の屋内階段にあつては、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分の構造が、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる)を有する付室を通じて連絡し、かつ、同項第2号、第3号及び第9号の要件を満たすものに限る。)

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

3 基準令上の屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設又は設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

工家庭的保育事業所(家庭的保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)の部分とそれ以外の部分とが、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁(以下「耐火構造の床等」という。)又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。

(ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。

カ家庭的保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

キ保育室その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止するための設備が設けられていること。

ク非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備が設けられていること。

ケ家庭的保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

ウ～カ (削除)

キウ

(職員)

第 18 条 家庭的保育事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は搬入施設から食事を搬入する家庭的保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者の数は、利用乳幼児 3 人(家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育を行うときは、5 人)につき 1 人以上とする。

### 第 3 節 小規模保育事業

(小規模保育 A 型設備の基準)

(職員)

第 18 条 家庭的保育事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は搬入施設から食事を搬入する家庭的保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者の数は、利用乳幼児 3 人(家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育を行うときは、5 人)につき 1 人以上とする。

### 第 3 節 小規模保育事業

(設備の基準)

第 22 条 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)は建物の 1 階に設けなければならない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建物については、保育室等を建物の 2 階に設けることができる。

(1) 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

| 区分  | 施設又は設備  |
|-----|---|
| 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段  |
| 避難用 | 1 基準令上の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備<br>4 屋外階段 |

(小規模保育事業所 A 型の職員)

第 23 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

(小規模保育事業所 B 型の職員)

第 24 条 小規模保育事業所 B 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とすること。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

(小規模保育事業所 C 型の職員)

第 19 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者の数は、利用乳幼児 3 人(家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育を行うときは、5 人)につき 1 人以上とする。

#### 第 4 節 居宅訪問型保育事業

(職員)

第 20 条

#### 第 5 節 事業所内保育事業

(利用定員)

第 21 条 事業所内保育事業を行う者は、事業所内保育事業を行う施設における特定利用乳幼児(法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イに掲げる施設における利用乳幼児のうち当該施設に係る事業主が雇用する労働者の監護するものでないもの、同号ロに掲げる施設における利用乳幼児のうち当該施設に係る事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護するものでないもの又は同号ハに掲げる施設における利用乳幼児のうち当該施設に係る同号ハに規定する共済組合等の構成員の監護するものでないものをいう。)の利用定員を、次の表の左欄に掲げる利用乳幼児の利用定員の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人数以上としなければならない。

利用定員の総数 特定利用乳幼児の数

|               |     |
|---------------|-----|
| 1 人以上 5 人以下   | 1 人 |
| 6 人又は 7 人     | 2   |
| 8 人以上 10 人以下  | 3   |
| 11 人以上 15 人以下 | 4   |
| 16 人以上 20 人以下 | 5   |
| 21 人以上 25 人以下 | 6   |
| 26 人以上 30 人以下 | 7   |
| 31 人以上 40 人以下 | 10  |
| 41 人以上 50 人以下 | 12  |
| 51 人以上 60 人以下 | 15  |
| 61 人以上        | 20  |

(保育所型事業所内保育事業所の設備)

第 22 条

乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けなければならない。ただし、乳児又は満 2 歳に満たな

(小規模保育事業所 C 型の職員)

第 ~~19~~25 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者の数は、利用乳幼児 3 人(家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育を行うときは、~~5 人~~)につき 1 人以上とする。

第 ~~20~~26 条

第 ~~21~~27 条

(設備の基準)

第 ~~22~~28 条 保育室等は建物の 1 階に設けなければならない。ただし、第 ~~22~~22 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれにも該当する建物については、保育室等を建物の 2 階に設けることができる。

2

い幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所型事業所内保育事業所については、ほふく室を設けなければならない。

附則第3項中「及び第13条」を「、第11条、第16条及び第27条」に改め、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の右に「、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を、「規定する経過措置」の右に「(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定する経過措置を除く。)」を加える。

附則第4項中「及び第13条」を「、第11条、第16条及び第27条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項及び第10条第4項に定める基準を児童福祉法(以下「法」という。)第34条の8の2第1項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。)の規定は、この条例の施行の際現に存する法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。

3 改正後の条例第17条第6号及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第33条第7号の規定は、施行日の前日において子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条の規定による改正前の法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する者については、施行日から起算して5年を経過するま

(職員)

第29条 事業所内保育事業を行う事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

2 小規模型事業所内保育事業所については、保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とすること。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

附則第3項中「及び第13条」を「、第11条、第16条及び第27条」に改め、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の右に「、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を、「規定する経過措置」の右に「(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定する経過措置を除く。)」を加える。

附則第4項中「及び第13条」を「、第11条、第16条及び第27条」に改める。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条及び第14条(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項及び第10条第4項に定める基準を児童福祉法(以下「法」という。)第34条の8の2第1項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。)の規定は、この条例の施行の際現に存する法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。

3 改正後の条例第17条第6号及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第33条第7号の規定は、施行日の前日において子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条の規定による改正前の法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する者については、施行日から起算して5年を経過す

での間は、適用しない。この場合において、当該者は、家庭的保育事業を実施する場所に消防法施行規則第 25 条第 2 項第 1 号に規定する火災通報装置を設置しなければならない。

4 改正後の条例第 16 条(省令第 15 条,第 28 条第 1 号(調理設備に係る部分に限り,第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限り,第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。),第 29 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。),第 31 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。),第 33 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。),第 43 条第 5 号(調理室に係る部分に限る。),第 44 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第 47 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。))に定める基準を法第 34 条の 16 第 1 項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。),第 17 条第 3 号(調理設備に係る部分に限る。),第 18 条第 1 項(調理員に係る部分に限る。),第 19 条第 1 項(調理員に係る部分に限る。))及び第 22 条(調理室に係る部分に限る。))の規定は,施行日の前日において法第 39 条第 1 項の規定による保育を現に行う者(施行日後も同一の場所において,同一の設備を用いて当該保育を行うものに限る。))又は当該保育が現に行われている施設(施行日後も同一の設備を用いて当該保育が行われるものに限る。))については,施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は,適用しない。

るまでの間は、適用しない。この場合において、当該者は、家庭的保育事業を実施する場所に消防法施行規則第 25 条第 2 項第 1 号に規定する火災通報装置を設置しなければならない。

4 改正後の条例第 ~~16~~19 条(省令第 15 条,第 28 条第 1 号(調理設備に係る部分に限り,第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限り,第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。),第 ~~29~~29 条第 1 項本文第 ~~23~~23 条(調理員に係る部分に限る。),第 ~~31~~31 条第 ~~1~~1 項本文第 ~~24~~24 条(調理員に係る部分に限る。),第 33 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。),第 43 条第 5 号(調理室に係る部分に限る。),第 44 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第 47 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。))に定める基準を法第 34 条の 16 第 1 項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。),第 ~~17~~20 条第 3 号(調理設備に係る部分に限る。),第 ~~18~~21 条第 1 項(調理員に係る部分に限る。),第 23 条(調理員に係る部分に限る。),第 24 条(調理員に係る部分に限る。),第 ~~19~~25 条第 1 項(調理員に係る部分に限る。))及び第 ~~22~~28 条(調理室に係る部分に限る。))の規定は,施行日の前日において法第 39 条第 1 項の規定による保育を現に行う者(施行日後も同一の場所において,同一の設備を用いて当該保育を行うものに限る。))又は当該保育が現に行われている施設(施行日後も同一の設備を用いて当該保育が行われるものに限る。))については,施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は,適用しない。